

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、憲法違反、判例違反をいうが、実質は単なる法令違反の主張であって、刑訴法四三三条の抗告理由に当たらない（なお、特別弁護人の選任を許可しない旨の決定は、同法四二〇条一項にいう「訴訟手続に關し判決前にした決定」に当たるとした原判断は、正当である。）。

よって、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成五年七月二〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	味	村	治
裁判官	大	堀	誠
裁判官	小	野	幹
裁判官	三	好	達
裁判官	大	白	勝